



## 新生活スタート！ 契約時に注意したい5つのポイント



相談者：まもる君

まもる君：4月から新社会人なんだ。契約するときにはどんなことに注意すればいいの？

ケロちゃん：社会経験が乏しい若者を狙った悪質な業者によるトラブルがたくさん発生しているケロ！ **契約は慎重**にやってケロ！

### ○契約するかどうかの判断は慎重に

「今だけお得なキャンペーン」こんな言葉にご用心。迷ったら契約しないこと。

### ○ローン(借金)はよく考えて

「必ずもうかる」なんてうまい話はありません。そんな勧誘は直ちに断って！

### ○インターネット通販は事業者・内容を事前にチェック

「商品が届かない」「定期購入になっていた」こんなトラブルがたくさんあります。

### ○知らない人のSNS情報は確認をしっかりと

SNSの書き込みが被害のきっかけに。情報をうのみにしてはいけません。

### ○エステや美容医療を受けるときはよく考えて

施術・治療の内容をきちんと説明してもらい十分理解してから契約を。

「話が違う！」「今から解約できるかな？」「借金で困った！」

「これってトラブル？」困ったときはお早めに消費生活相談窓口

**消費者ホットライン「188(いやや)番」**に相談してください。



県消費生活センターキャラクター  
“ケロちゃん”

## 4月・5月の消費生活法律相談日

業者との契約トラブル、借金などのご相談に、法律専門家の立場から弁護士が**無料**でアドバイスします。**事前予約制**となっていますので、下記までお問い合わせください。

| 会場                    | 開設日                   | 時間          | お問い合わせ先      |
|-----------------------|-----------------------|-------------|--------------|
| 県消費生活センター<br>(山形県庁2階) | 4月 8日(水)<br>5月 13日(水) | 14:30～16:30 | 023-624-0999 |

# 新型コロナウイルスに便乗した悪質商法に注意！

●新型コロナウイルスに関連した相談が全国の消費生活センター等に寄せられています。

## 【事例1】

「マスクを無料で送付するので確認を」というURLがついたメッセージがスマートフォンに届いた。

## 【事例2】

「新型コロナウイルスの影響で中国の経済がガタガタになっている。金の相場が上がること間違いなし」などと言い、金を買う権利を申し込むように勧誘された。

心当たりのない送信元からの怪しいメールやSNSで連絡が来ても反応しないようにしましょう。URLにアクセスすると、個人情報を取得されたりする可能性があります。また、怪しい投資話はその場できっぱり断り、絶対にお金を払ったり、契約しないようにしましょう。不審に思った場合やトラブルにあった場合は最寄りの消費生活等に相談してください。



## 活動してみませんか 山形県消費生活サポーター募集！



「山形県消費生活サポーター」は、消費生活センターと地域を結ぶパイプ役として、消費生活センターからの情報を身近な人や地域・団体に伝えたり、地域の情報やニーズを消費生活センターに情報提供していただくボランティアです。「消費生活や消費者問題に関心のある方」で、「満18歳以上で県内で活動できる方」であれば、どなたでも応募できます。

### ～活動例～

- 地区の回覧板などにセンターニュースや注意喚起情報などを回覧する
- 地域のイベントなどで消費者啓発パンフレットなどを配布する
- 一人暮らしの高齢者などへの「声かけ」や「見守り」をする など

※自分にできる活動をお願いしています。

応募してケロ！



### 〈お問い合わせ先〉

山形県消費生活センター 電話番号：023-630-3239

## 山形県消費生活センター

〒990-8570 山形市松波2-8-1（山形県庁2階）

《相談受付》 月曜～金曜 午前9時～午後5時

《電話番号》 023-624-0999

ホームページは  で

消費者ホットライン <188番> もご利用ください。

